

## 交通任用科教養要領の制定について

平成 7 年 9 月 1 日  
例規（交企）第 3 2 号  
警 察 本 部 長

[沿革] 平成 1 9 年 3 月 2 7 日例規（交企）第 2 7 号  
平成 2 2 年 3 月 3 1 日例規（警）第 1 2 号  
平成 2 8 年 4 月 1 日例規（交総）第 1 9 号  
平成 3 0 年 7 月 3 日例規（警）第 2 6 号  
令和 3 年 9 月 1 3 日例規（交総）第 2 2 号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり定め、平成 7 年 9 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、交通警察官の養成及び運用要綱の制定について（平成 2 年例規（交企）第 2 5 号）は、廃止する。

別添

### 交通任用科教養要領

#### 第 1 目的

この要領は、巡查部長又は巡查の職にある者の中から、交通部門の業務に専従する警察官（以下「交通警察官」という。）を養成するため、優れた資質と適性を有する者の選考、教養等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第 2 適任者の推薦

- 1 署長は、交通警察官としての適格性、将来性、本人の希望等を勘案した上で、巡查部長又は巡查の階級にある者の中から、交通警察官選考基準（別表）により交通警察官適任者（以下「適任者」という。）を選考し、交通警察官推薦書（別記様式）により、交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）を経由して交通部長に上申するものとする。この場合、交通警察官として任用後 1 年を超えず、かつ、署長が適当と認める者についても、上申できるものとする。
- 2 署長以外の所属長は、前 1 に準じて適任者を選考し、交通総務課長を経由して交通部長に上申できるものとする。
- 3 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、職員の能力、適性等を踏まえつつ、部門間の均衡を考慮した人材の登用・育成の観点から、適任者の推薦について必要な意見を付すことができるものとする。
- 4 前記 1 及び 2 の推薦の時期は、交通部長が指定するものとする。

#### 第 3 受講者の選考方法

- 1 交通総務課長は、警務課長と交通任用科の受講者（以下「受講者」という。）の選考について必要な協議等を行い、その結果を交通部長に報告するものとする。
- 2 交通部長は、前 1 の結果を踏まえ、前第 2 の規定により推薦を受けた者に対し、選考考査、面接等を実施した上、受講者として選考し、その結果を当該受講者の所属長に通知するものとする。

#### 第 4 交通任用科教養の実施要領

交通任用科教養は、実務教養及び実務修習とし、次の区分により実施するものとする。

- 1 実務教養は、千葉県警察教養規則施行細則（平成15年本部訓令第8号）第3条第8号の規定による部門別任用科として実施するものとし、教養内容については警察庁が定める「交通任用科教養細目基準」に基づき、交通部長がその都度策定するものとする。
- 2 実務修習は、実務教養終了後、交通部長が指定した署において実施するものとし、その期間は4週間とする。この場合、必要がある者には、交通部長が指定した所属との兼務発令を行うものとする。

#### 第5 指導体制及び任務

- 1 交通部長は、交通任用科教養を効果的に実施するため、県本部及び署に指導責任者、指導実施者及び指導補助者（以下「指導責任者等」という。）を置くものとする。
- 2 指導責任者等は、次表に掲げる者をもって充てるものとする。

区分	指導責任者	指導実施者	指導補助者
県本部	交通総務課長	交通総務課管理官 (監察官)	交通部各課の課長補佐（各隊隊長補佐）及び係長
署	交通官（地域交通官）配置署	交通官 (地域交通官)	交通課指導・支援係長及び他の交通係長
	その他の署	署長	交通課指導・支援係長及び他の交通係長 (成田国際空港署においては交通係長)

#### 3 指導責任者等の任務

##### (1) 指導責任者

ア 県本部の指導責任者は、交通任用科教養に関し、次の事務を行うものとする。

(ア) 実務教養及び実務修習指導要領の作成に関すること。

(イ) 交通任用科教養の教養計画の作成に関すること。

イ 署の指導責任者は、実務修習に関し、次の事務を行うものとする。

(ア) 実務修習における総合的な指導に関すること。

(イ) 教養計画の適正な推進に関すること。

##### (2) 指導実施者

ア 県本部の指導実施者は、交通任用科教養に関し、県本部の指導責任者の指揮を受け、実効のある教養計画の運用に当たるものとする。

イ 署の指導実施者は、実務修習に関し、署の指導責任者の指揮を受け、直接指導に当たるとともに、実効のある実務修習の運用に当たるものとする。

##### (3) 指導補助者

指導補助者は、実践的な指導について、指導責任者及び指導実施者の積極的な補助に当たるものとする。

## 別表（第2の1）

## 交通警察官選考基準

項目	基準内容
経験等	採用時教養を修了していること。
体力等	身体健康であること。
素行等	○ 交通警察官を志望しており、交通警察活動に意欲的に取り組んでいること。 ○ 社会人として常識を備え、礼節に欠けていないこと。
勤務状況	○ 上司の指示・命令及び自己の役割を正しく理解し、行動できること。 ○ 報告連絡について適切な時期、順序及び手段で行うことができること
業務遂行能力	○ 業務を定められた期間内に達成できるなど、仕事の正確性が信頼できること。 ○ 単調な仕事でも、マンネリ化することなく完遂できること。 ○ 指示命令に頼らず、自主的に仕事に取り組むことができること。
その他	自動車運転免許（普通免許以上）の資格を有する、又は見込みがあること。

「以下別記様式省略」